



414  
A2660  
2

帝國臣民身分法



帝國臣民身分法

第一章 臣民身分ノ得有

第一條 左ニ掲クル者ハ出生ニ因リ日本臣民身

分ヲ得有ス

一 日本人ヲ父トスル正出子

二 日本人ヲ母トスル私出子

三 外國人ヲ母トスル私出子ニシテ其ノ父タル日

本人ノ認知ヲ受ケタル者

第四 日本帝國ノ領内ニ生レ父母共ニ知レサル者

第二條 外國人ハ第二章ノ規定ニ從ヒ歸化ニ

因リ日本臣民身分ヲ得有ス

第三條 外國女ニシテ日本人ノ妻ト為リタル者

ハ當然日本臣民身分ヲ得有ス

第四條 日本ニ歸化シタル者ノ妻及未成年ノ子

ハ反對ノ正條ナキ場合ニ於テハ日本臣民身分

ヲ得有ス但シ其ノ子ハ成年ノ後一個年内ニ第

三十二條ノ申出ヲ為スニ因リ外國ノ國民身分

ヲ撰擇スルコトヲ得

前項ノ規定ハ外國女ニシテ日本人ノ妻ト為リ

タル者ノ未成年ノ子ニモ之ヲ適用ス

第五條 左ニ掲クル者ハ日本ニ住居スルニ於テ

ハ其ノ本國ノ法律ニ從ヒ成年ニ至リシ時ヨリ

一個年内ニ第三十二條ノ申出ヲ為スニ因リ日

本臣民身分ヲ得有ス

一 第一條ニ掲ケタル日本人ニシテ其ノ親ノ身

分ノ變更ニ因リ日本臣民身分ヲ失ヒタ

ル者

二 親ノ日本ニ歸化シタル時成年ナリシ外國

人

三 日本帝國ノ領内ニ生レタル外國人ノ子ニシ

テ又帝國ノ領内ニ生レタル者

第六條 國民身分ナキ者ト婚姻シタル日本女子及父母共ニ國民身分ナキ者ニシテ日本帝國ノ領内ニ生レタル者ハ日本臣民身分ヲ有ス

### 第二章 歸化

第七條 左ノ條件ヲ具ヘタル外國人ハ日本帝國ニ歸化スルノ願書ヲ呈出スルコトヲ得

一 本國ノ法律ニ依リ成年ニシテ治産ノ能力ヲ有スル事但シ未成年者ト雖其ノ父又ハ後見人ノ承諾ヲ得タル者ハ願書ヲ呈出スルコト

日ヲ得

二 品行正シキ事

三 獨立シテ生活スルノ資産又ハ技能アル事

四 願書呈出前引續キ滿五個年日本ニ住居シ仍引續キ住居セントスル事

五 願書呈出ヨリ少クトモ二個年前ニ日本帝國ニ歸化セントスルノ意アルコトヲ其ノ住居

地ノ身分取扱役場ニ呈出タル事

第八條 有益ノ發明ヲ日本帝國ニ傳ヘタル者又ハ農工技術ニ付キ著シキ利益ヲ日本帝國

ニ起シタル者其ノ他日本ノ為ニ功勞アル者ハ第  
七條第四號及第五號ノ條件ヲ特免ス

第九條 第七條第五號ニ依リ歸化セントスルノ  
意アルコトヲ届出タル後未タ歸化セスシテ死  
スニタル者ノ妻子ハ日本帝國ニ住居スルニ於  
テハ其ノ届出ヨリ二個年ノ後同條第一號乃  
至第四號ノ條件ヲ具フルトキハ歸化ノ願書  
ヲ呈出スルコトヲ得

第十條 第七條第四號ニ記載セル期限ノ間ニ  
日本帝國ヲ離ルルコトヲ引續キ六個月以上ニ及

フトキハ二個年ヲ經過セサル間ハ其ノ離レタル年  
月ヲ扣除シテ前後ノ年月ヲ通算ス但シ日本政府  
ノ官用ノ為ニ外國ニ在ル年月ハ之ヲ扣除セス

第十一條 歸化ノ願書ニハ保證人三名連署シ願  
人ノ國民身分氏名職業年齢住所仍引續キ  
日本ニ住居シ又ハ日本政府ニ任用セラルルノ意アル  
事ヲ記載シ並ニ第七條第八條第九條ニ掲ケ  
タル條件ノ證明ニ必要ナル文書ヲ添フルヲ要ス  
第十二條 歸化ノ願書ハ之ヲ現住地ノ地方長  
官ニ由リ司法大臣ニ呈出スヘシ司法大臣ハ

願人ノ品行及其ノ他必要ナル事項ヲ取調ヘ上  
奏シテ勅裁ヲ請フノ後地方長官ヲ經テ歸化  
證ヲ付與スヘシ

第十三條 歸化人ハ歸化證ヲ受領スルノ日ニ於  
テ日本帝國ニ臣従ノ誓ヲ為スヘシ歸化證ハ  
此ノ誓ヲ為シタル後ニ泯サレハ効力ヲ有セス

第十四條 歸化ノ願ヲ許サレサル者ハ願書ヲ却  
下セラレタル日ヨリ一個年以上日本帝國ニ住  
居スルニ泯サレハ再ニ歸化ノ願書ヲ呈出スル  
コトヲ得ス

第十五條 歸化證ニハ歸化者ト共ニ日本臣民  
身分ヲ得有スル者ヲ併記スヘシ

第十六條 凡日本帝國ニ於テ官吏ニ任用セラ  
ルヘキ外國人ニシテ歸化ノ願ヲ為シタル者ハ第  
十三條ヲ除ク外前數條ノ規定ニ依ラズ樞密  
院ノ議ヲ經勅裁ニ依リ歸化證ヲ付與セララル  
コトアルヘシ

第十七條 左ニ掲クル外國人ハ日本ニ住居スル  
ニ於テハ成年ノ後何時ニテモ第三十二條ノ申  
出ヲ為スニ因リ日本臣民身分ヲ得有ス

一 一年以上引續キ日本ノ陸海軍役ニ服シタル者  
二 日本ノ徴兵ニ際シ外國ノ國民身分ヲ申立  
サリシ者

第十八條 歸國ノ意ナク十個年間に日本ニ住居ス  
ル外國人ハ歸化ノ手續ヲ為スヘシ  
第十九條 第二條第四條第五條第二號第三  
號第六條第十六條第十七條ニ依リ日本臣民  
身分ヲ得有スル者ハ其ノ身分ヲ得タル日ヨリ  
十個年ヲ經タル後特ニ帝國議會ノ承認ヲ得  
ルニ非カレハ兩院ノ議負國務大臣樞密顧問

及陸海軍ノ將官ト為ルコトヲ得ス

第三章 臣民身分ノ喪失

第二十條 左ニ掲ケル者ハ當然日本臣民身分  
ヲ失フ

- 一 外國人ノ妻ト為リタル日本人及其ノ未成年  
ノ子但シ當然其ノ夫及父ノ身分ニ從フキ
- 二 外國人ノ養子ト為リタル者但當然養親ノ身  
分ニ從フトキ
- 三 日本人ヲ母トスルノ私生子ニシテ其ノ父タル  
外國人ノ認知ヲ受ケタル者

四 外國ニ歸化シタル者

五 日本政府ノ許可ヲ得スレテ外國ノ官ニ就キ又ハ恩給ヲ受ケ又ハ兵役ニ服シ又ハ軍隊ニ入リタル者但シ日本政府ノ命ニ従ヒ外國ノ官職恩給又ハ兵役ヲ辭シタルトキハ此限ニ在ラス

六 戦時又ハ開戦セントスル時外國ニ滞在シ日本政府ノ公布シタル歸國ノ命令ニ従ヒ期限内ニ歸國セサル者

第二十一條 外國ニ歸化シタル者ノ妻及未成年子

ノ子ハ反對ノ正條ナキ場合ニ於テハ日本臣民身分ヲ失フ

第二十二條 日本ノ臣民ニシテ本國ヲ去リタル者ハ出立ノ日ヨリ起算シテ引續キ十年間外國ニ住居スルニ由リ臣民ノ身分ヲ失フ但シ此ノ年限ハ本人ニ於テ若シ旅券又ハ同様に證書ヲ所持スルトキハ其旅券又ハ證書ノ満期ノ日より起算シ若シ日本ノ公使館又ハ領事館ニ於テ此入シ受ケ又ハ本國ノ身分事務取扱役場ニ外國住居ノ届出ヲ為シタルトキハ其ノ記入又ハ



居出ノ後一年ノ終ヨリ起算ス

前項ノ期限ハ未成年者ニ付テハ成年ニ達シ  
タル日ヨリ起算ス

身分ノ喪失ハ日本ニ住居セサルニ於テハ本人ノ  
妻及未成年ノ子ニ及フモノトス

第二十三條 日本人ニシテ外國ニ移住センコトヲ  
欲シ租税其他公義務ナキ者ハ除籍ノ勅許ヲ願  
出ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ戰時及第二十六條  
ニ規定スル場合ヲ除ク外除籍ヲ許可スヘシ

第二十四條 除籍證ハ其ノ交付ノ時ヨリ効力ヲ生

スルモノトス但シ除籍證ヲ交付セラレタル者其ノ交  
付ノ日ヨリ六個月内ニ外國ニ移住シ又ハ外國ニ帰  
化セサルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第二十五條 除籍ハ反對ノ正條ナキ場合ニ於テハ  
本人ノ妻及未成年ノ子ニ及フモノトス

第二十六條 左ニ掲クル者ハ除籍ヲ許可シ又ハ  
日本臣民身分ヲ失ハシメス

一 満十七歳以上二十四歳以下ノ男子但シ陸海  
軍現役ヲ免セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

二 官吏及陸海軍現役ノ軍人

第二十七條 第一條ニ依リ日本帝國臣民身分ヲ有セシ者ハ一旦之ヲ失ヒタルモ第三十二條ノ申出ヲ爲シ申出後一個年內ニ日本ニ歸國シテ住居ヲ定ムルニ因リ其ノ身分ヲ回復ス

第二十八條 第二十條第五號第六號ニ因リ日本臣民身分ヲ失ヒタル者ハ正當ナル辨明ヲ爲サル間ハ身分ヲ回復スルコトヲ許サス

第二十九條 第二條第三條第四條第五條第六條第十六條第十七條ニ依リ日本臣民ト爲リタル後其ノ身分ヲ失ヒタル者ハ更ニ歸化ノ手續ヲ

シ爲スニ准サレハ日本人ト爲ルコトヲ得ス

第四章 通則

第三十條 日本臣民身分ヲ得有シ又ハ回復シタル者ハ外國ノ國民身分爵位官職及其ノ他ノ位地ヲ保有セス

第三十一條 身分ヲ變更スルノ効力ハ既往ニ溯ラス

第三十二條 身分ノ選擇回復又ハ得有ニ關ル申出ハ日本ニ住居スル者ハ其ノ住居地ノ身分取扱役場外國ニ住居シ又ハ寄留スル者ハ日



